

岐阜市災害用資機材倉庫
個別施設計画

令和3年2月

岐阜市

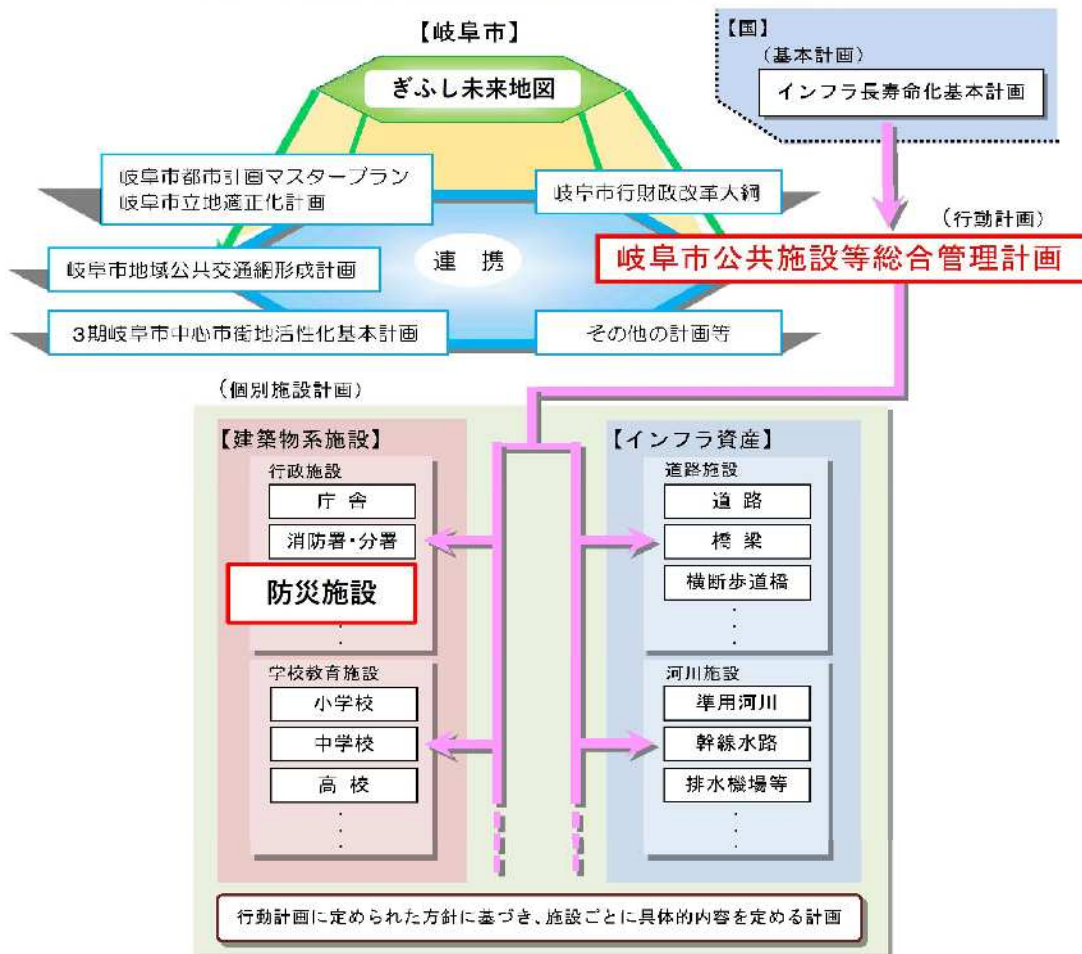
1 個別施設計画の目的と位置づけ

政府は、平成25年11月にインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、インフラの戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」を取りまとめました。

本市では、政府の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき、インフラの維持管理等を着実に推進するための取組の方向性を明らかにするため、「岐阜市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という。）を、平成29年3月に策定しました。

本計画は、総合管理計画の下位計画として位置付け、災害用資機材倉庫の適切な保全を図るものとしします。

【岐阜市災害用資機材倉庫 個別施設計画の位置づけ】



2 対象施設

本計画は、総合管理計画における施設類型「行政施設」のうち、その他の防災施設である災害用資機材倉庫を対象とします。

3 施設の現状

(1) 基本情報

本計画の対象施設の基本情報は、以下のとおりです。

施設名	所在地	建築年度	延床面積	構造
災害用資機材倉庫	川辺1丁目18	昭和50年度	1,008.64㎡	鉄骨造

(2) 施設を取り巻く課題

災害用資機材倉庫は、築40年を超えている施設であり、老朽化が進行しています。

これまで、大規模修繕工事や長寿命化工事等の大規模な老朽化対策は実施しておらず、今後現状の施設を維持するためには、対策費用が大幅に増加することが想定されます。

(3) 施設の評価指標

災害用資機材倉庫の躯体の部位等の老朽化の状況については、建築基準法第12条に基づく直近の定期点検や日常業務における管理状況を参考に、評価します。

評価指標については、以下の3パターンに分けて整理します。

評価	基準
A	おおむね良好
B	部分的に劣化しているが、安全上・機能上問題なく、修繕不要
C	劣化により、安全上・機能上の不具合発生兆しまたは問題あり、対応が必要

(4) 施設の状態

「3- (3) 施設の評価指標」にしたがって、災害用資機材倉庫の状態を評価した結果は以下のとおりです。状態の評価で「-」と表示されているものは、対象の設備等が存在しないもしくは点検の対象としないことを示しています。

区分		状態の評価	備考	点検年度
躯体	屋上・屋根	B	全面的に発錆あり、経過観察を行う	R2
	外部（外壁等）	B	塗装に劣化あり、経過観察を行う	R2
	内部（床・壁・天井など）	A	異常なし	R2
その他	防火設備	-		R2
	空調設備	-		R2
	照明装置	A	異常なし	R2
	給排水設備	A	異常なし	R2

4 計画期間

本計画の計画期間は、公共施設等総合管理計画により計画の実効性を確保するため、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とし、5年程度を目安に本計画の更新を検討することとします。

5 施設の保全計画の基本的な方針

(1) 保全計画

災害用資機材倉庫は、災害時における迅速な資機材の活用のために必要な施設です。劣化診断調査結果を踏まえ、施設を使用できる間は現状維持しますが、施設の移転や廃止等についても併せて検討することとします。

(2) 対策の優先順位の考え方

屋根・外壁、内壁、天井を重要度の高い設備として位置付け、必要に応じ、軽微な修繕等の対応を行います。

その他の設備については、定期的な点検、メンテナンスにより、同施設の廃止等までの機能維持を図ります。

(3) 対策内容と実施時期

施設の必要な修繕コストを軽減させるために、定期点検を通して早期に不具合を発見し、最小限の修繕を行っていきます。

対策内容		実施時期（年度）									
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
点検・診断	管理者点検	→									
	特殊建築物定期点検		→			→			→		
措置	修繕・補修	→									

(4) 対策費用

災害用資機材倉庫は予防保全の対象としないため、今後の10年間の計画的な維持補修に係る対策費用は0円とします。

また、本計画の見直しにより、同施設を更新する場合、施設の更新に係る費用は363,110千円になります。

(※「建築物系施設における総務省試算ソフト更新単価」を基に算出)

岐阜市災害用資機材倉庫 個別施設計画

令和3年2月

編集：基盤整備部 基盤整備政策課